

「宝治元年『院御歌合』注釈」雜記

藤川功和

る運びである。

本稿では、二年間に渡る注釈作業を通して浮かび上がってきた本歌合における諸問題について、少しく記述するものである。なお、本稿における記述は研究会における各メンバーの発言をとりまとめたものであり、私一人の気付きや発見ではない。編集を担当した者として便宜上記述するものである。

はじめに

位藤邦生先生を代表とする広島大学中世文芸研究会では、平成七年より『院御歌合』の注釈を試みてきた。『院御歌合』は、後嵯峨院が後深草天皇に譲位した翌年宝治元年（一二四七）に催された出詠歌人二十六人による十題・百三十番の歌合である。判者は藤原為家。先学による諸本の整理等は行われているが、注釈や表現面の検証はこれからである。

研究会では、論文化を念頭に一題（十三番・二十六首）を一区切りとして注釈作業を進めた。名番ごとに担当者を決め、一番（左右二首と判詞）ずつ演習形式で発表、質疑応答で出された問題点を発表者が持ち帰り、再検討した成果を盛り込んだ資料を編集担当に提出。編集担当がそれらをとりまとめて、まず草稿を作成、再度研究会で討議し、最終的な原稿を作成するという手順を経た。現在「早春霞」「山花」題の注釈を公刊し、まもなく「五月郭公」題が出来ます。

一 諸本校合を通して

『院御歌合』は、「群書類従」と「新編国歌大観」に活字化されているが、現在一般に通用しているのは「新編国歌大観」であろう。その解題には、「底本には、伝本の中でも古い書写に位置する書陵部本（五〇一・七四）全一冊を用い」「校合・校訂には、書陵部本（五〇一・六一〇）（五一〇・五五）、内閣文庫本（一一〇一・一九二）を用いた」とある。一方、研究会では群書類従本（木版本）を底本とし、書陵部本（五〇一・七四）については、「早春霞」題では、「新編国歌大観」に拠り、「山花」題から影印を用いて校合している。それらの校合作業の過程で得た知見を幾つか示そう。

例えば「新編国歌大観」に拠ると十四番は以下の如くである。

十四番 山花 左

女房

みても猶おくぞゆかしきあしがきのよしのの山の花のさかりは
雲のうへの山もこだかき桜花みよの盛の春にあふらん

小宰相

左うたおくぞゆかしきあしがきのと侍るほど、桜のたちえ
にみふるしたる物に侍るを、よしのの花にてあらぬ、こと
にめづらしくまことに凡俗のおよびよるべきさまにもあら
ず、華実あひかぬなどはこれらにより侍らめと有がたくこ
そみえ侍れ、右山もこだかき桜花、うちまかせたるうたに
ならひ侍らましかば、たけあるさまにはみえ侍りなまし、
なほ、左尤勝ち侍るべし

傍線についてあらためて書陵部本の影印で確認したところ、「梅のたちえにみふるしたる物に侍るを」であつた。傍線箇所は研究会で校合に用いた永青文庫蔵本〔一〇七・三六・七〕（細川家永青文庫叢刊）第八巻所収）、内閣文庫蔵本「百三十番歌合（外題）」〔二〇一・二四七〕、九州大学支子文庫蔵本〔九一・ホ・一〕でも同様に「梅」であつた。この箇所は、注釈に示した如く、判者為家が清輔詠「あしがきのおくゆかしくもみゆるかな誰がすむ宿の梅の立えぞ」を引きつ、勅撰集入集歌でもない歌⁽³⁾を院が詠作に利用していることを指摘し、判者として院の作為を汲み取っていることと院への賞賛を暗に示したものと解されるのである。

研究会では、解釈が成り立つ限り底本を尊重する方針を立てているものの、どうしても他本に拠らざるを得ない場合が存する。今までの注釈では主に判詞においてしばしば他本に拠っている。（「されにたれ」底本→「されにたればまた左かち侍へし」書陵部本）〔二十八番判詞〕、「今よりはうたかふへくも侍らぬにや」底本→「いまよ

りはまたてやきかむと侍になきふるしたるとはうたかふへくも侍らぬにや」書陵部本）〔三十番判詞〕等はその一例である。既に先行研究によつて諸本における群書類従本の位置付け等は行われており、注釈においてはそれら先学の指摘を踏まえつつ、諸本の再吟味を行つてゐる。

二 和歌の解釈の様々

注釈は、「早春贋」題からしばしば和歌の解釈に困難を伴つた。

二番
左井

太政大臣

皇の御代さかふへき春なれば霞をこめて立や出まし

右
俊成卿女

君かため猶万代の春の色に霞そめたる明ほのゝ空

左の御代采ふへき春、世皆可希事に侍るうへに、

下句、そのいはれ聞えて、おかしく侍るにや、右君かため
猶万代といへる、又捨かたく侍れは、両方の祝は、

なすらへて持とす、

前太政大臣西園寺実氏と俊成卿女の番では、実氏詠の下の句「霞をこめて立や出まし」の解釈で意見が分かれた。上の句から、下の句にも祝意が込められていることは推測できるが、「霞をこめる」とは具体的にはどういつた意味合いなのか、また「立や出まし」の主體は何かということが議論された。注釈原稿の最終段階では、定家

「春の色をいく万代かみなせ河瀬のぼらの苔のみどりに」（建保名所百首）一九五の如く、霞が仙洞御所を連想させる表現であることや、「立や出づ」に、「老の波かひある浦に立ちいでてしはたるあまを誰かとがめむ」（源氏物語）若菜上・明石の尼君等の如く、「表だつた場へでる」という意があることなどから、（天皇と院の御代がこれから弥々榮えるであろう今年の春であるので、霞を《散らすことなく》とじ込めて、春がその中から立ち出る様子に、私も補佐役として一役買おうとした。実氏の宝治元年時点での政治的立場を鑑みての解であるが、「霞をこめて」の意味合い等にはまだ再吟味の必要がある。⁽⁵⁾

先の実氏詠も含めて、歌合出詠歌の解釈に際してどこまで詠者のその時の社会的立場や心境を反映させるのかということは、この注釈中常に検討すべき課題である。例えば、当該歌合巻頭の後嵯峨院詠「いつくより春はきぬらん天の戸の明るをまたすたつ霞哉」の場合、特に「天の戸の明るをまたすたつ霞」辺りに、「霞」を院と捉えた上で、譲位後も先んじて政治を領導せんとする意欲を院が表明したものと読みなくもないのではないか。同題では、「天の戸」「霞」を詠み込むのは、「天の戸」の明ゆく空は霞つゝ又あら玉の春は来にけり（五番右・藤原為教）、「春たては天つ岩戸の明るより神代も先や闇初けん（六番左・藤原為経）、「天の戸」の明るやをそき立春の霞で見ゆる横雲の空（七番左・源通成）の三首だが、いずれも「霞」は「天の戸」が明けてから立つと詠まれている（通成詠の場合、 「天の戸」が明けてから立つと詠まれている（通成詠の場合、「天の戸」が明けてから立つと詠まれている（通成詠の場合、

の明けるのが遅いとばかりに早くも霞が立ちこめた」の意であろう）。先の実氏詠でも「霞」には原義とは別の意味合いが込められているが、例えば源師継詠「君か代の始の春ののとけさを空もしりてや霞立らん」（九番左）では、「霞」は明らかに後嵯峨院政の恒久を約束する祝言としての意味合いを帯びている。同題におけるこれらの諸例を見渡した上で、後嵯峨院詠に対峙すると、先に示した解釈の可能性も皆無ではないと思われるるのである。

さて、「五月郭公」題においても、なかなか解釈を定められなかつた。ここでは三十四番を示そう。

卅四番

左持

兵部卿有教

さみたれの空にそあかぬ時鳥卯月の比にまち習ひつゝ

右

弁内侍

までといふになかすもあらは時鳥なにをさ月とおもひわかまし

左古詞おほく聞えて、よろしきすかたには侍るを、

その心たしかにおもひわきかたく侍るを、左題

五月本意なく侍るにや、又可為持、

左歌について、研究会の討議の結果「五月雨の空の下でもなお聞き飽きることのない時鳥（の声）であるよ、四月のころから（それを）待つのが習慣になつてしまつてゐるのだ」とした。この場合、「あかぬ」「まち習ひつゝ」の主体を視点人物と解している。一方、研究会では、両語の主体を郭公とする可能性もあるのではないかという

意見があつた。結果的には、「まち習ふ」主体が郭公である先行例を見いだせなかつたこと、仮に「あかぬ」「まち習ひつゝ」の主体を郭公と解すると、一首としては右歌よりは遙かに優れた歌となるよう思われ、一方判者為家は「五月本意なく侍るにや、又可為持」としている点などから総合的に判断し、最初に示した解に落ち着いたのである。この他にも別の解釈の可能性を残す歌や、別解を併記している場合もままある。注釈はあくまでも一つの試案であり、論文発表後も検討を重ねてゆきたい。

三 判詞の表現

最後に判詞の表現についても若干触れておく。「五月郭公」題二十
九番をみてみよう。

廿九番

左

権大納言通忠

立花のにほふさ月の時鳥いかに忍ふるむかし成らん
右
権大納言実雄

折はへてなけや雲ちの時鳥いまはたをのかさ月きにけり

左右ほどつきすいつかたと聞わかれ侍らねど、い

かにしのふるといへるよりは、今はたをのかと

いへるは、みゝにとまり侍るべくや、

為家は、判詞傍線の如く、右歌を評価するに際して「耳にとまる」

という評価語を用いている。例えば「新編日本古典文学全集」『歌論

集』巻末「歌論用語」には、「耳に立つ 耳にとまるも同じ意である」とした上で「和歌の表現のうえで、詞や続き具合が耳ざわりなこと」と示す。為家の当該判詞の場合、文脈上明らかに積極的な評価語として用いられており、両首が郭公の鳴き声を詠んでいることを踏まえた判詞冒頭「いつかたと聞わかれ侍らねど」に照應させた表現と思しい。このように番われた左右歌の内容を判詞の表現に反映させた例は他にもみえ、「天の戸の明ゆく空は霞つゝ又あら玉の春は来にけり」（五番右・藤原為教）→「右天の戸明暮みなれて侍れば、尤以左為勝」（判詞）、「よしの山峯にたな引白雲のにはふは花の盛なりけり」（十八番左・藤原公基）「今朝よりは雲こそ匂へ吉野山高根の桜今や咲らん」（右・藤原為教）→「左右共に白雲の匂ふによりて花を分るよしの山、高下をさため申侍らん、中々に侍れは」（判詞）等はその一例である。

但し、こういった表現自体は、決して為家独自のものではなく、例えば「六百番歌合」の俊成の判詞には、「くものうへにまちこしけふのしらぎくはひとこと葉のはなにぞ有りける」（秋部・九月九日・十八番左・藤原良経）、「けふといへばやへさく菊をここへのへにかなしこともあらはれにけり」（右・源信定）について、「左右共に重陽宴の心をかしく侍るを、人の詞のはなにぞ有りける、いますこしひほひありてや侍らん」と記す。この箇所について「新大系」脚注は、「和歌一首から感じられる美しい情趣。「花」の縁語として「匂ひ」の語を用いた」と指摘する。為家の表現については今後も先

行例を踏まえつつ検討を加えていく必要があるう。

おわりに

以上、これまでの研究会での注釈作業を通して、新たに発見したことや、今後の課題等について述べた。位藤邦生先生の御退任を機に広島大学中世文芸研究会での当該歌合の注釈作業は、「五月郭公」題で終えるが、注釈は今後も継続する予定である。一題づつ着実に注釈をこなし、なんとか「社頭祝」題最終詠「五十鈴川まもるなかれの清ければ千代も八千代も君そすむへき」(為家)まで辿り着きたないと考えている。

※和歌の引用は『院御歌合』は群書類従(木版本)に、その他は「新編国歌大観」に拠った。また、傍線を適宜付した。

(注)

(1) 荒木尚氏「百三十番歌合一考——伝本系統と本文」(『国語国文学研究』第21号 昭61・2) 等参照。

(2) 「宝治元年『院御歌合』注釈——『早春霞』題——」(『広島大学大学院文学研究科論集』第65巻 平17・12)、「宝治元年『院御歌合』注釈——『山花』題——」(『広島大学大学院文学研究科論集』第66巻 平18・12)、「宝治元年『院御歌合』注釈——『五月郭公』題——」(『表現技術研究』第3号 平19・3)。

(3) 当該清輔詠は、「太皇太后宮大進清輔朝臣家歌合」、「治承三十六人歌合」、「玄玉和歌集」、「中古六歌仙」、「雲葉和歌集」、「歌仙落書」にみえる。

(4) 仁治三年(一一四二)、実氏女姞子が後嵯峨天皇に入内。翌寛元元年に皇子が誕生(後の後深草天皇)。宝治元年時点で、実氏は今上帝の外祖父であった。また、実氏は、寛元四年十月十三日に九条道家に代わって、朝幕間の政治的連絡をその任とする関東申次に任命され、さらに院評定衆のメンバーでもあった。

(5) 岩佐美代子氏からは私信にて「霞の洞は・仙人のすみか・の意」なので、「一応致仕し隠退した自分ではあるが、再び政治にもかかわろうか」の意」という解釈をお示しいただいた。

——ふじかわ・よしかず、広島大学図書館研究開発室助手——